

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に提出することができないと認められるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならぬ。

第十四条第三項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第十四条第四項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。